

荻生徂徠の経済論

* 吉田 俊純

The Economical Thought of Ogyu Sorai

Toshizumi YOSHIDA

抄録

近世の武士は城下町集住をしたので、商品貨幣経済のために困窮化した。その解決を論じて将軍吉宗に献上されたのが、荻生徂徠の『政談』である。この書において徂徠は、根本的解決策として、武士を自給経済の農村に土着させることと、儉約ができるように上から衣食住の細かい点まで制度化することを説いたが、具体的な展望はえられなかった。また当面する諸問題にも言及したが、徂徠にとって有効な解決策は見出せなかった。

キーワード：徂徠学、土着、制度、困窮、物価、金銀

一 はじめに

荻生徂徠は、丸山真男が近世思想史の主要な流れ、朱子学・徂徠学・国学を、思考様式論の立場から封建思想の「内部からの」「解体過程」ととらえて¹⁾以来、本居宣長と並称される近世思想史のキーパーソンである。したがって、これ以後の徂徠研究は思想的に徂徠学の論理構造の解明に向かった。私には徂徠の研究史をまと

める力量はないが、徂徠学が儒教を外在化させた政治学であったことを思うとき、政治学としての徂徠学が現実をどうとらえ、いかに対処しようとしていたのか、政治史的経済史的考察がなおざりになっていないかと思われる。²⁾

かくいう私も『熊沢蕃山』³⁾を著したとき、「熊沢蕃山と荻生徂徠」の一章をおき、影響関係を論じた。そこでは「道と法」「改革論」「宗教的性格」の大きく三点にまとめて、両者の影響関係を指摘した。

* 筑波学院大学経営情報学部、Tsukuba Gakuin University

しかし、そこで扱ったのは論理構造であった。「改革論」でさえ、氣質論・人才論・助け合い・問学であり、「具体的な政策に関しては、『大学或問』にまとめられている」「政策に関しては、『政談』にまとめられている」程度で処理してしまった。そこに具体的な両者の政策論の比較検討という、大きな課題が残されたのである。

そこにとどまらず、近世の改革論＝警世論の系譜は、蕃山・徂徠・太宰春台・海保青陵・本多利明と展開する。それを具体的におさえることも必要なのではないか、と考えるようになった。蕃山に関しては右の拙著で、それなりに論及した。次に求められるのは、徂徠の改革論である。

右のように考えて、本稿ではまず徂徠の改革案を理解するために必要な範囲で、徂徠の履歴と徂徠学を紹介する。そして次に徂徠のみた現実をとらえ、それに対する根本的改革案と当面する諸問題への提案を検討しよう。

徂徠は「蓋し百年來の儒者の巨擘は人才は則ち熊沢、学問は則ち仁齋、余子は碌々未だ数ふるに足らざる也」と、蕃山を伊藤仁齋と並んで高く評価していた。評価した内容は、仁齋が学問であるのに対して、蕃山は改革のための警世論であると、近世以来、考えられてきた⁶。そこで本節の最後に、徂徠の改革案をよりよく理解するために、蕃山の警世論をごくごく簡単に紹介する。

蕃山の生活感覚の基礎は、若いときにすごした近江桐原の祖母伊庭氏の生家での貧しい暮らしである。下層農民の暮らしといえる貧しさであった。蕃山は貧しくあれと説く。桐原での生活以上の生活は、蕃山にとって奢りである。蕃山は武士以上は天統、農工商は地生と、身分制を血統論で合理化するが、身分の別にかかわらず、この貧しさを要求するのである。

しかし、現実には城下町集住のために奢りが蔓延しており、その

ために武士は窮乏化していた。武士の窮乏化は農民への苛斂誅求である。そのために農民も窮乏化した。また武士の窮乏化は武士の出費を減らし、一般の町人も窮乏化した。富み栄えているのは一部の大商人だけである。

右の現実を解消するために武士の土着を説いた。自給自足の農村に土着することで、武士は商品貨幣経済から逃れて再生し、譜代の家来を確保して軍事力も増強される。なお蕃山は、知行地の備前蕃山村で実践して成功している。

貨幣経済は完全には否定しないが、自給自足的な米遣いの経済に戻す。そして支配者は蓄穀に励んで天災と外敵に備えるとともに、民を救う仁政のために使う。人びとを救うのは上級の支配者のみではない。社会全体が身分の違いがあっても、働いて助け合うのである。

蕃山の警世論は実体験に基づいていた。中世的な自給自足の自然経済に回帰するのである。武士の土着も、おのおのの知行地に土着するのであった。在地の小領主制に戻るのである。小領主制下での、心が通い合う安定した社会を構想したのである。それが実現可能と考えられたのは、蕃山が一七世紀の人だったからと思わずにはいられない。

二 履歴

徂徠は寛文六年（一六六六）二月一六日に館林藩主であった徳川綱吉の侍医を勤めた荻生方庵の次男として、江戸二番町で生まれた。

学問の初めは七、八歳のときから父の「口授」⁷によって、家の日記を書かされたことであった。漢文で書いたのである。かくし

て「予れ十一二の時、既に能く自ら書を読み、未だ嘗て句読を受けざりしは、蓋し此れに由る」と、一一、二歳のころには師に句読を授かることなく、漢文が読めるようになっていた。

延宝七年（一六七九）、一四歳のときに父方庵が綱吉の不興を蒙り、上総国長柄郡本能村（現茂原市）に流罪となった。徂徠も父に従った。以後、元禄五年（一六九二）二七歳のときに赦免されるまで、この地で暮らした。

田舎の学問的環境は一見、最悪であった。師友もなく、本といえば祖父の手沢になる『大学諺解』一本があるのみであった。徂徠はこの本を熟読して、「遂に講説に藉らずして、遍く群書に通ずるを得たるなり」と回顧する。「和訓」によらずに漢文が読めるようになったのである。本をえるのは本当に苦勞した。弟子の岡井仲錫が水戸藩に出仕して常陸に行くときに贈った序文に、「性書を読むを好めども、書借るべきなく」と述べている。しかし、大成できたのは「南総之力也」とも述べていることから理解できるように、逆境に陥ったからこそその努力が報われたのである。もちろん、その努力は尋常一様のものではなかった。「不佞少くして南総にありしとき、すなはちすでに洛下の諸先生、先生を踰ゆるなきを聆き、心誠に郷ふ」と、宝永元年（一七〇四）に仁斎に宛てて書いたように、すでに仁斎を慕っていたほどである。田舎で暮らした効用は、もう一つあった。現実をみる眼を養い、政治的な判断力を身につけた点である。『政談』に次のように告白している（290）。

某幼少より田舎へ参り、十三年上総国に住て、身にもさまざまの難儀をし、人々のことも見聞し上、（中略）十三年を経て御城下に返りて見れば、御城下の風の以前に抜群代りたるを見て、書籍の道理をも考へ合せ、少は物の心も付たる様也。

上総での「難儀」とは、なんであろうか。一つには右にみた学問的環境であるが、ここでは苦しい生活である。宝永三年（一七〇六）に田中省吾と甲斐へ出張したときの紀行文「峡中紀行」に、徂徠が杼実（どんぐり）を貰い受けたのを省吾に、「未だ公の狙公（猿まわし）たるを聞かず、杼実遂に何に用ん」と笑われたのに対して、徂徠は次のように反論した。親戚や知人との音信も絶えていた。（なお藜藿は「あかざとまめのは」と、粗食の義「字源」）

これを以て日夜山谷の間を窮め奔走し、牧豎耕夫と伍し、備に稼穡の艱難する所、数年間なり。その四方に餉する所は、大氏盤中藜藿芹藻を堆盛す。荒歳にはすなはち草根樹皮その大半に居る。糶ふるに半掬ひばかりの菽麦を以てす。

百姓と同様の食生活で、米を食べるところか、雑穀も満足に食べられない現状であった。徂徠は都市に暮らして奢侈に流れる人と違って、貧しい農民の苦しい生活を知っていたのである。

元禄五年（一六九二）六月二日、父方庵が家綱の十三回忌に赦免された。徂徠も江戸に帰り、増上寺近くに塾を開いた。塾の経営は順調でなかったが、このころ徂徠は唐音を学び始めた。江戸の黄檗宗の寺院で中国僧に学んだと推測されている。徂徠は弟子に「誦するに華音を以てし、訳するに此の方の俚語を以てす。絶て和訓廻環の読を作さず」と、經典を中国語で読めと説いた。当然といえば当然なのであるが、今日でも私を含めて、日本人は日本式に漢文読みをする。それでは重々しい漢字に煩わされて、中国語の正確な意味あいは読み取れないのである。当時の儒学会にあっては、斬新な方法の提起であった。

元禄九年（一六九六）八月二日に、徂徠は柳沢吉保に仕えた。將軍綱吉の側用人として権勢を誇った吉保の屋敷には、しばしば

儒学好きの綱吉が訪れて講釈をしたから、吉保は有能な儒者を採用していた。そのうえ、禪宗の信者であり、中国人の黄檗宗の僧侶について修行した吉保は、唐音にも通じた人であった。したがって、家中の儒者も唐音を学ぶものが少なくなかった。¹⁸このような環境に恵まれて、徂徠は本格的に唐音を学ぶようになった。¹⁹

徂徠は吉保に重用された。最初一五人扶持で召抱えられたのが、ついには五〇〇石取までに出世したことが、何よりもこのことを証明している。藩邸内に住居した徂徠は来邸した綱吉の講釈を拝聴するのみでなく、江戸城にも登城して拝聴した。柳沢家に仕官した徂徠は、その名を天下に知らしめたのである。²¹

徂徠は朱子学者であったが、朱子学に懐疑的であった。そうしたなかで、同僚で仁斎門下の渡辺子固と親しくなった。徂徠は仁斎の「大学定本」「語孟字義」を読んで、仁斎をますます高く評価するようになった。そして二人で読書会をして、子固に「何ぞ吾が先生の言と肖たるや」と言われた。²²そこで宝永元年（一七〇四）に仁斎に書簡を送った。

仁斎からの返書はなかった。仁斎は翌年三月一二日に死亡したから、そのためであろう。しかし、ことはこれで収まらなかった。同四年に東崖が「古学先生碣銘行状」を著し、そこに徂徠に無断で徂徠の仁斎宛の書簡を掲載したからである。徂徠は激怒し、反仁斎、朱子学に回帰してしまった。正徳四年（一七一四）に刊行された『護園随筆』は、次に述べる古文辞文学を大成した書と評価されるが、その内容はほとんど仁斎批判である。

宝永元年（一七〇四）か二年のころ、徂徠は「天の寵靈に藉^より」、明代の李攀竜^{りはんりゆう}『滄溟集』一六巻と王世貞^{えん}『弇州山人四部集』一七四巻を入手した。文は秦漢、詩は漢魏盛唐の模倣文学であったが、徂徠はこの方法を採用した。すでに唐音を学び、中国語で

經典を読むことを説いた徂徠であったが、古文辞学を知って、中国語でも古言と今言は違うことを認識したのである。經典を古言のよって正しくとらえる。前漢以前の古言に精通するためには、儒教の經典だけでは限りがある。そのために同時代の諸子百家の書も積極的に読む。ここから徂徠は多様な分野の研究に道を開くことにもなった。

宝永六年（一七〇九）一月一〇日の將軍綱吉の死亡により、柳沢吉保は六月三日に隠居した。²⁴失脚したのである。この間の三月二四日に徂徠は「町宅申付」られ、学者として「世上之為」に働くように吉保から命じられた。徂徠は江戸市中に塾を開いた。徂徠の下には有能な人材が集まり、古文辞文学は一大勢力となった。

享保になると徂徠は古文辞学を文学から思想に應用して、徂徠学を確立した。理論的には仁斎学を跳躍台にして、儒教を外在化させた朱子学のアンチテーゼとしての政治学を確立させたのである。このために正徳四年（一七一四）に刊行した古文辞文学を大成した書として評価される『護園随筆』さえも、「不佞未熟之時の書に候。御用被^レ成間敷候」と、切り捨てられたのである。

すなわち、享保二年（一七一七）ころになった「弁道」「弁名」「学則」であり、翌三年ころから着手した「論語微」「大学解」「中庸解」、そして「答問書」である。

徂徠は六代將軍家宣、七代家継の時代は幕府から冷遇されたが、八代吉宗になると厚遇された。このきっかけとなったのは、享保六年（一七二一）に明の太祖洪武帝が民衆教化のために編纂させた「六論衍義」に訓点をつけた仕事であった。中国語の俗語で書かれたこの書に訓点を加える仕事は、幕府の儒官室鳩巢では手に負えなかった。生きた中国語に通じていた徂徠だからこそできたのである。

その後、徂徠は吉宗の諮問に預かる隠密御用を命じられた。月に三度、側衆の有馬氏倫宅へ通った。こうしたなかで享保一二年(二七二七)に、吉宗に献上されたのが、『政談』である。²⁸⁾『政談』は解体に向かい始めた徳川幕藩体制を再確立するために、將軍権力を絶対化させ、土着と制度化を説いた書であり、本稿の分析の対象となる書である。なお同種の書に享保六年ころの「太平策」がある。

吉宗の信頼をえた徂徠は、享保一二年(一七二七)四月一日に將軍吉宗に拝謁するという破格の厚遇をえた。ただし、『政談』に提起した改革案の根本である土着と制度化が、採用されることはなかった。

学問を大成させ、社会的にも高く評価されるようになった享保一三年(一六二八)一月一九日に、徂徠は六三歳で死亡した。

三 徂徠学

儒教ははるかな原始の昔のシャーマニズムに由来し、次第の政治・道徳思想として発展した。それを孔子が整理・総合して、儒教が成立したが、まだ理論の体系性といえるものはなかった。儒教が理論体系をもつものには、朱子の出現を待たなければならなかった。このような由来をもつ儒教は、政治道徳思想として合理的な現世主義をとるが、下部は喪祭の礼をもつとも重視する宗教的性格をしていた。

朱子学は孔子以後に編纂された四書(『大学』『中庸』『論語』『孟子』)を根本經典としたが、古文辞学を方法論として採用した徂徠学は、より古い、孔子が古の聖人の道を伝えるために編纂したと伝えられる六經(『書経』『詩経』『易経』『礼記』『春秋』『楽記』)

を根本經典として採用した。より古い經典を根拠にした徂徠学は、それだけに非合理的・宗教的な色彩が濃厚であった。なによりも敬天の思想として、天を絶対視する。²⁹⁾

天は解を待たず。人のみな知る所なり。これを望めば蒼蒼然、冥冥乎として得てこれを測るべからず。日月星辰ここに繫り、風雨寒暑ここに行はる。万物の命を受くる所にして、百神の宗なる者なり。至尊にして比なく、能く踰えてこれを上ぐる者なし。故に古より聖帝・明王、みな天に法りて天下を治め、天道を奉じて以てその政教を行ふ。ここを以て聖人の道、六經の載する所は、みな天を敬するに帰せざる者なし。これ聖門の第一義なり。

天は「万物」に命令し、「百神」の大本の「至尊」である。したがって「聖帝・明王」もこれに法って統治した。聖人の道は敬天に帰するのである。

天に基づいて統治した聖帝＝聖人とは、「聰明睿智の徳あり、天地の道に通じ、人物の性を尽くし、制作する所あり」と、天地に通じることのできる聡明な人であり、道を制作した人である。聖人が天地に通じることができるとは、窮理の成果である。³⁰⁾

然れども天下の理は、あに窮め尽くすべけんや。ただ聖人のみ能く我の性を尽くし、能く人の性を尽して、天地とその徳を合す。故に聖人のみ、能く理を窮めてこれが極を立つることあり。

聖人は自分と人と物との本性を尽して、天地と合一になる。それ故に理を窮めて「極」、基準となる道を制作したのである。

この窮理の理は、朱子学という窮極的原理としての理である。徂徠は朱子学の理を否定しなかったが、窮理を達成できる存在は聖人のみに限定したのである。前文の次に、「理を窮む」といふ

者は、聖人の事にして、凡人の能くせざる所なり」と述べて確認している。

天地に通じて理を窮め、道を制作した聖人は、「学問の道は、聖人を信ずるを以て先となす」と、信仰の対象に高められた。それでは、聖人とは誰か、その製作した道とは何か。

道は「これ数千年を更、数聖人の心力知巧を更て成」つたものであるが、聖人は大きく二段階に分かれる。人びとの生活を豊かにした伏羲・神農・黄帝の「利用厚生」の段階と、「堯舜に至りて、礼楽を制作し、しかうして正徳の道始めて成り」「王道ここに肇る」段階である。堯舜は礼楽を制作して「正徳の道」、道徳に基づく「王道」の行われる国家を確立した。その後、夏・殷・周の「三代の聖人も、またみな堯舜の道に遵ひ、礼楽を制作」して、国家は長く安定して存続した。この国家を安定的に統治する礼楽の道を制作した七人の聖人を称えるのである。

それ堯・舜・禹・湯・文・武・周公の徳、その高大高深にして、備らざる者なきは、あに名状すべけんや。ただその事業の大なる、神化の至れるは、制作の上に出づる者なきを以て、故にこれに命けて聖人と曰ふのみ。

そして、孔子はこの七人の帝王的存在である聖人「先王の道を六経にまとめて、後世に伝えたのである。ただし、礼楽は道の最重要視される要素であるが、徂徠の道はもつと広範囲に及ぶ。

道なる者は統名なり。礼楽刑政凡そ先王の建つる所の者を挙げて、合せてこれを命くるなり。

すなわち、礼楽のほかに刑政など、先王が統治のために制作したあらゆるものを含むのである。

王道の行われる礼楽刑政の道を制作した聖人、先王の目的は、「先王の道は、天下を安んずるの道なり」である。「天下を安んずる」

とは、「要は民を安んずるに帰すのみ」である。すなわち、「相親しみ相愛し相生じ相成し相輔け相養ひ相匡し相救ふ」「能く億万人を合して、その親愛生養の性を遂げしむる」ことであり、民衆に安定した生活を保障することである。そして、「聖人の礼を制するは、人情に本づく」と、聖人は道を人情に基づいて制作したのである。

このようにみえてくると、徂徠学は民本主義を説いたように錯覚する。次のように士農工商の身分制は、互いに助け合うために聖人が制作したと、説いているように思わせる一文もある。

世界の物体を士農工商之四民に立候事も、古の聖人の御立候事にて、天地自然に四民有_レ之候にては無_二御座_一候。農は田を耕して世界の人を養ひ、工は家器を作りて世界の人につかはせ、商は有無をかよはして人の手伝をなし、士は是を治めて乱れぬやうにいたし候。各其自の役をのみいたし候へ共、相互に助けあひて、一色かけ候ても国土は立不_レ申候。されば人はもろすぎなる物にて、はなれ_レに別なる物にては無_レ之候へば、満世界の人ことごとく人君の民の父母となり給ふを助け候役人に候。

たしかに「相互に助けあひて」と記されている。しかし、この場合でも、それは四民が職分をはたすことによって、「人君の民の父母とな」るべく、すなわち個人にとって絶対的存在である親同然の存在に人君がなるように「助け」るのである。慈愛に満ちた父母とは方向が逆である。

徂徠学は身分制に厳格である。それ故に儒教の最高の徳である仁は、「仁なる者は、人に長となり民を安んずるの徳を謂ふなり。これ聖人の大徳なり」と、「古の、天下に君たる」聖人に帰せられた。儒教を学んで官僚として君主を補佐する君子は、「おのおのその

材に困りて以てこれを官にし、以てこれを民を安んずるの職に供せんと欲するのみ」と、能力に応じた官僚となって民政を安定させる存在である。それが君子にとって「仁を輔くる所以」なのである。このモデルが徂徠学の身分制度なのである。ここでは民は仁から疎外された被治者ではない。

徂徠学において民衆は、被治者として愚かな存在としてとらえられる。

術なる者は、これに由りて以て行はば、自然にしてその至るを覚えざるを謂ふなり。「民はこれに由らしむべし」のごときは、この意あり。けだし先王の道はみな術なり。

「術」を用いれば自然と達成すると説いているが、次の「民はこれに由らしむべし」とは、『論語』泰伯の一文で、孔子が愚民観をもっていたことを象徴する言葉として有名である。愚かな民衆は、権力に依頼させるとの意味である。さらにここには記されていないが、「これを知らしむべからず」と続く。愚かな民衆の一人ひとりに意義を説いて、理解させることはできないとの意味である。

総じて徂徠学は大局からものをみる。それは上からの視線といえる。

先王の道は、その大なる者を立つれば、小なる者おのづから至る。(中略) 故に大を識る者を賢となし、小を識る者を不賢となす。後人の不賢なるは、ただ小をのみこれ見る。銖銖にしてこれを称れば、石に至りて必ず差ひ、寸寸にしてこれを度れば、丈に至りては必ず過つ。その論、務めて精微の極を窮めんと欲し、蚕糸を析き、牛毛を割けども、その大なる者すでにまづこれを失へることを知らざるなり。

徂徠のこの論は、精微な考察を重視する朱子学の修養論が、一

木一草の理を窮める格物から始まり平天下に至るように、朱子学に対する批判である。しかし、そもそも「その大なる者を立つれば、小なる者おのづから至る」との命題は成り立つのであろうか。右の引用は「弁道」によった。「弁名」でもほぼ同じ内容が繰り返されているが、次の一節が違っているのは見過ごせない。

人いやしくも聖人の教へに循ひてその大なる者を得ば、すなはち小なる者おのづから失はざらん。それ或いはこれを失ふといへども、また大害なし。何となればすなはちその大なる者を失はざるが故なり。

ここで徂徠は、「それ或いはこれを失ふといへども、また大害なし」と述べている。すなわち、大を得れば小も得られるとの命題は、かならずしも成り立たないことを認めている、と判断できる。その場合、どのように処理されるのか。「大害なし。何となればすなはちその大なる者を失はざるが故なり」と説かれる。この意味するところは、「大害」にならない小なるものは、大なるものを達成するためには、時として切り捨てられるのである。

徂徠学は支配のための政治学である。政治には大所・高所からの視点と、一人ひとりを見逃さない微細な視点と、両方が求められる。しかし、徂徠学には後者が欠けているのである。

聖人は安民のために礼楽刑政の道を制作した。それは「みな術」、術策であった。その民衆観は、「民はこれに由らしむべし」の愚民観であった。その視線は大なるものを達成するためには、時に小なるものを犠牲にしても仕方がないとする、上からの視線であった。こうした徂徠学において民衆教化の方策は、道徳支配による徳化を説いた儒教の伝統とは異質であった。『政談』には次のように説かれている(277)。

古聖人の道に、民に孝悌を教ゆることを第一と言ふも、儒者

などに講釈をさせて民に聞せ、民の自から發得して孝悌に成る様にすることと心得るは、大ひなる誤也。右に云る如く、其町村の睦じく、民の風俗の善なる様に、奉行の仕込ことを、孝悌を教ゆるとは云也。

すなわち、民衆に道徳を説き聞かせるのではなく、支配そのものが教化であると説くのである。

徂徠学において聖人とは、至尊である天に通じて礼楽刑政の道、政治制度を制作した先王、建国の帝王的存在であり、信仰の対象であった。徂徠は聖人の教を体得し、その普遍性を認識することを求める²⁰⁾。

学者いやしくも能く一意に聖人の教へに遵ひ、これに習ふことと久しく、これと化せば、しかるのち能く聖人の教への万世に亘りて、得て易ふべからざるを見るなり。

聖人の教を体得し認識した学者は、次にそれを支配者に説いて、礼楽刑政の道が実現されることを期すのである²¹⁾。

王公大人など当務多き人の、かくの如くに学ぶことかたかるべし。夫は只聖人の道を会得したる人に習ひ染て、ひたすらに其人をたのむ心になりて、吾ものずきを出さず、其人の教に随ひて、年月をつまば、自然に智慧の働き各別になり、右の如くに自身に学たると、何のかわりめもあるまじきことなり。

かくして徂徠学は、礼楽刑政の制度化を求める改革の思想として機能するのである。徂徠にその機会は訪れた。吉宗に信頼された徂徠は、拜謁を許されたのみでなく、改革を求める『政談』を献上したのである。

四 現状認識

徳川幕府が成立してから百年余、この間、着実に奢りが進行し、抜き差しならない風俗になっていた⁽³¹⁾。

慶長の比より今日に至ては既に百年に及ぶ。其時よりは段々に世上の人、高下貴賤に不_レ限、人々の身持、家の暮方、不_レ覺奢になり、今は又其奢世の風俗となりて、世界の常となる故、是を可_レ止様なし。

右の引用では、百年間に次第に進行したように述べているが、徂徠の認識では二節にみたように、元禄期に「抜群に代」った⁽²⁹⁾のである。その元凶は、武士が「衣食住を始め第一本も買調ねばならぬ」⁽²⁹⁵⁾。城下町集住のために商品貨幣経済に巻き込まれたからであり、都市での生活は支配身分であった武士にとつて、身分を飾る華美な生活を余儀なくされたからである。

風俗が変わったとは、どのようなことなのであるうか。「武家柔かにして、然も愚に成り」⁽²⁷³⁾、奉公人が欠落・逐電しても「手討成敗」はしないで金で処理するようになった⁽²⁷²⁾。また遊女屋や歌舞伎に通い、「傾城町・野郎町の詞を無_二遠慮_一使ひ」「是を真似ぬは田舎者と言詈」⁽²⁸⁴⁾。「任侠の風」も絶えて⁽²⁷³⁾、「親類近付」で浪人となったものの面倒はみなくなり、「唯利勘の心強なる」⁽²⁸⁵⁾。要するに武骨もので一族郎党が団結して対処してきた武士が、華美な都市生活に流されて古来の風を失い、金銭を重視するようになったのである。

たんに金銭を重視するようになったのではない。都会である城下町、徂徠は御城下と表現して江戸を論じているので以後は江戸といおう、江戸には武士の需要に因應するために商人がいて何かと便利である。「昔の武士は兼て心掛よく、左様のこと有ても手支

へ無_レ之様に丁簡支度して置たる」(308)と、かつての武士は何事が起きても対応できるように、準備万端調べていたが、そうはしなくなつた。なぜならば、「金さへあれば如何様の火急なる事も間に合_一う(308)からである。これは我々の眼からみれば、一見合理的である。いつ使うかわからないものを、何から何まで買_い調べておくなど無駄だからである。

しかし、徂徠は我々のようには考えない。二点の弊害を指摘する。一つはそこに乗じて商人が高値に売りつけるからである。(308)309)。また「明日の出仕に下々の合羽見苦_しと夜に成て言ば、急に人を走らかして買調る」と、身分を飾るために値段を考えずに買_うからである(309)。

高い商品を買わねばならない武士は、現金を確保するために質入をし、借金をした(309)。かくして武士は困窮化したのである。それではなぜ武士は困窮化を招くまでに、身分を飾るのであろうか。その原因として徂徠は、小笠原流の弊害を挙げる(314)315)。

さて今の世には実の礼と言はなくて、小笠原と言物を礼の様_にに覚る也。小笠原の諸礼には上下の差別はなく、唯真草行と云ことを立て、丁寧に念を入るを真とし、略したるを草とす。去ば丁寧に念を入たるが故実也と覚ゆるより、近年は何もかも丁寧に念を入る、をよき人と思ふ人多し。これによりて人々心任せに詳に念を入んとすること、中頃より世の風俗となりて、物の数品多くなる。

礼法として尊重された小笠原流は身分上下の差別はしないで、「丁寧に念を入るを」重んじる。そのために「物の数品多く」なつた。それにつれて「辺りを見合する風俗」(315)も形成された。

具体的に増えた品として裏附袴と鼻紙囊を挙げている。裏附袴はかつては三万石の嫡子も持っていなかったが、今では徂徠の子

も持っている(315)。鼻紙囊は家康さえ持っていなかったのに、今では誰でも懐中に入れて(316)。たんに増えただけではない。次第に装飾もきらびやかになったのである。

元禄期になるとそれがいつそう進行して、「公辺の勤方に脇を見合せ、例を聞合せすることを肝要とし」「世間並を見合せ」「格式作法の様なる物も世に連れて多く出来たる也」(316)と、「格式作法」と認識されるに至つた。そうすると、大名といえども格式のために儉約ができなくなつて指摘する。

もちろん徂徠は、大名が困窮化する第一の原因を、幕府の大名統制策である参勤交代と御手伝普請に求める。そして、当時の「金銀の代目」、吉宗のよる通貨量縮小のデフレ政策に求める(321)322)。それ故のこそ、大名は儉約をしなければならぬ境遇にあるのだが、格式のためにできないと、次のように説明している(322)。

其儉約すべき様なき子細を詮議するに、大名の格と言物に支て、今は石にて手を詰たる様に成て、儉約をすべき様無なりたり。其格と言物は、朝夕の身の持様、衣服・飲食・器物・家居、人の使ひ方、奥方の作法、音信・贈答、使者の次第、御城下徘徊の供廻り、道中の次第より、冠婚喪祭の礼迄、古の制度にも非ず、亦公儀より定玉ふ法にも非ず。世の風俗にて自然と奢美に成たるに、傍を見合せ、時の風俗にて出来たる事の年久く取行故、当時に至ては是を格と号て、其身も家来も脇よりも一大事と心得、此格をはづれては大名と云詮なしと思ふ人の心也。其中に末の考へも無くしたる事も、多は世の奢に連て出来たる時行事の、年久く成て堅まりたることにて、役体もなき事ども也。去ども是を格と覚居る故、是を少も損益する事不_レ成、石にて手を詰たる様也。

公式に定められたものでなく、「世の奢に連て出来たる」ものにすぎない格式なのに、「朝夕の身の持様」からはじまって、あらゆる物事に及んで遵守しなければならないのである。そのうえ、当時の大名家は「内証の奢近来以外に超過す」、すなわち奥向の経費が増大した。それというのも、身分の高い公家の娘と結婚するからであり、子を生んだ妾を本妻同様に扱うようになったからである。しかも、これも格式となっていた(322～323)。

下級武士も物価高のために生活に苦しみながらも奢り、身分を飾る華美な暮らしをするようになっていた。三〇俵二人扶持しか俸禄がない同心は、「同心の類は御宛行にて妻子を養ふことならず。何れも様々の細工を為て売り、夫を御宛行に合せて妻子を養ひ、家を持って、漸に御番を勤む」(264)境遇であるが、彼らの生活の現状は次のようであると指摘している(331)。

此三四十年前は、同心の家に畳をしきたる家なし。上下を著ることなし。今は畳をしき、唐紙を立、家居も身上よければ与力とさのみ替りなし。上下を著て出たる所は、よき知行取なり。

ところで、江戸に居住するようになった武士は、譜代の家来を「皆暇を出して、今は武家に絶てなし」(291)と、持たなくなった。それというのも、譜代は「我家に属したる者」なので、いろいろ「世話に為ねば成ぬ者」である。しかし、「悪き人柄」だと、江戸は「諸方の人入込故、下々に附、出入の出来る事嫌ふ心第一也」との理由で、出替り奉公人に改めたのである(292～293)。「譜代の家来は其主人と同く備立に列る」(292)立派な軍事力であるが、一年契約の奉公人などを連れて出陣しても、「箱根をも笛吹をも越たら、皆欠落仕るべし」(293)と徂徠は指摘して、譜代の確保を説くが、それは次節に論じよう。

その出替りの奉公人さえも、武士は「身上相應に持事成ぬ様になら」った。理由の一つは物価高であるが(292)、彼らの暮らしも彼らなりに向上したからである。たとえば、以前と違って伽羅の油・元結・刻み烟草を買うようになったなどのために、「給金にては足らぬ程」であると指摘している(331)。かくして給金は高騰し、四、五〇年前は若党が二両ばかり、中間が三分か一両であったものが、若党が三、四両に、中間が二両二、三分になった(292)。

そのうえ彼らの仕事も、「供一辺と云こと中比より出来ぬ」と、ほかの仕事はしなくなった。たとえば以前は普請があると人足に動員されたのだが、当時は日雇人足に変わった。また二、三〇年前から米春屋ができて、彼らは米を春かなくなった(292)。こうした意味においても、武士の出費は増大したのである。

武士の奢りの進行とは消費の拡大であり、それは商品貨幣経済の発展をもたらした。江戸の町人人口は「年々弥増て」(306)、町は拡大した(265)。

民の心俣に家を建統ける故、江戸の疆限年々に弘まり行き、誰許すとも無く、奉行御役人にも一人として心附人も無て、何つの間にか、北は千住、南は品川まで家統に成たる也。

増大した町人の消費生活も活発で、町人の「暮しの物入莫大にして、武士の知行は皆商人に吸とらる」(306)ようになった。商人は武士の生活を支えるために、武士に奉仕するために置かれたはずであったのに、主客が逆転したのである。経済の実権は商人の掌中に握られた。それ故に「少も能町人は」「金さえ有ば大名と同じ」であった。また町人の消費の拡大は、「是諸物を用る人多き故、諸色の高直なること尤也」と、物価高の一大原因となったのである(328)。

経済の実権を掌握した商人の力をさらに強めたのが、元禄の改

鑄のよるインフレである(332)。

其金民間に広まり、民間金多くなりし故、人は弥奢り、商人愈利を得て、一人の身、一軒の家にても物入の品多くなり、又竈の数、一軒は二軒にふえ、二軒は四軒・五軒にふえたり。

御城下の端々に家居立続きたること、亦田舎の末々迄商人の一面に行渡りぬること、某覚ても元禄以後のこと也。

インフレのおかげで商人は利益をえて奢り、町人の消費も拡大したのみならず、軒数も大幅に増加した。そこにとどまらず、商人は広く農村部にまで進出したのである。

いかに町人が栄えたか、徂徠はその典型として仕舞た屋を挙げた。仕舞た屋とは賃貸住宅業者であるが、家守に管理しまつさせて自分はなんの仕事もせずに、上がりで生活しているものである。徂徠は風俗の害になるので、「何にても工商の業を勤めさすべし」と提唱している(276)。

仕舞た屋が出現したのは人口が増大して、地代が高くなったからである。いかに高騰したかを、徂徠は荻生家の実例で紹介している。それによれば、祖父玄甫が江戸に出てきたときに五〇両で買った屋敷が、八〇年後に父方庵が売ったときには、二〇〇両だったというのである(327)。江戸の町が拡大し、いかに商品貨幣経済が発展したかを、象徴的に示す実話である。

ところで、江戸の商人が進出した農村部は、どのような変化がみられたのであろうか。まずは消費生活の活性化が指摘される(328)。

田舎の者も江戸の御城下を見習て、是又金次第に、何事も江戸の町人に負じ劣じと奢することに今は成たり。

江戸から商人が行き、物を買うようになったと指摘しているが、理解できる。これも消費の拡大であり、物価高の一因であるが、

そこにとどまらなかった。以前の農村は「皆米麦にて買たる」段階にあったが、「元禄の頃より田舎へも銭行渡て、銭にて物を買ことに成たり」と、貨幣経済が浸透した段階に至った(330)。そのなかから「総て百姓の奢盛なるより、農業を厭ひ、商人となること近來盛にて」(362)と、受身ではなく積極的に商売をする在郷商人が出現した。ただし、何を売買していたかは記されていない。地主経営も変化した。農村でも「譜代は損也。出替り者がよし」と、譜代から奉公人へと以前に変わったが、当時はさらに小作に変わったと、次のように指摘する(291)。

大百姓も田地を不_レ残手前に作るには作男の数も入り、切米に物入るとて、多くは入作にして、手前にせぬことになる。

「作男」奉公人の「切米」給料が「物いる」高騰したので、「入作」小作に出すようになった。豪農が寄生地主化したのである。寄生地主となった豪農は、その収入で何もせずに生活していると、徂徠は次のように述べている(276)。

田舎にても、大百姓の農業をせず、田地を皆小作に作らせ、其身は江戸の仕舞た屋の真似をする者近年は多く見ゆる。

しかし、これは受人れがたい。なぜならば、近世の豪農は地主であるとともに、醸造などの産業を経営し、また質屋のような金融業を営んでいるのが、一般的であるからである。この場合、右の在郷商人との関係が問題にされなければならないが、徂徠は言及していない。徂徠の農村の描写は詳細ではない。しかし、元禄以降、商品貨幣経済が浸透し、在郷商人と寄生地主が台頭したことが描かれている。ここから農民層分解が生じていると、推測できる。

城下町江戸に住んだ武士は奢り、身分を飾る消費を拡大した。それは物価高を招き、武士は困窮化した。奢りは武家奉公人を含

む武家社会全体を覆った。しかも、それは格式として固定化し、儉約ができないほどであった。一方、商品貨幣経済の発展の結果、商人が台頭し、経済の実権は商人の手に移った。江戸の町は拡大し、物価高を昂進させた。さらに元禄のインフレはこの傾向をいっそう促進させたのみならず、農村へも商品貨幣経済が浸透した。封建社会の基盤である農村も、変質し始めたのである。

五 根本的改革

『政談』卷之二は経済論であるが、その巻頭を徂徠は次のように記した(303)。

太平久く続くときは漸々に上下困窮し、夫よりして紀綱乱て終に乱を生ず。和漢古今共に治世より乱世に移ることは、皆世の困窮より出ること、歴代のしるし、鑑に掛て明か也。故に国天下を治るには、先富豊なる様(よう)にすること、是治の根本也。儒者特有の治乱興亡の循環史観である。もちろん徂徠は治世から乱世に向かう必然性を説いているのではなく、そうなる原因である困窮を除く対策を立てることが、政治の要諦であると宣言しているのである。

それでは具体的にどのような救済策があるのであろうか。金銀などの御救では、「御蔵の金を悉く御出払ひありて御救ひなされても、又跡より元の如く成べし」(304)と、否定する。そうではなくて、「一錢も不_レ費して下の恵となる」「聖人の道にしくはなし」(304)と提唱する。その大綱は土着と制度化である(305)。

古の聖人の法の大綱は、上下万民皆土に在着けて、其上に礼法の制度を立ること、是治の大綱也。当時は此二色欠たるより、上下困窮し、種々の悪事も出る也。

ここでは二点注目される。第一に困窮の原因は、土着と「礼法の制度」が欠けているからとの指摘である。なお土着も一種の制度であるから、ここでは「礼法の制度」と表現したのであろうが、徂徠は『政談』において普通は「礼法の制度」とは表現しないで、たんに「制度」と表現している。第二に二つの順序は土着↓制度である点である。

徂徠は上下ともに豊かになる、土着を含む、たしかに制度の確立を模索した。このため当時、吉宗によって実施されていた享保改革の儉約令には、批判的であった。第一に制度ではないので、「下たる者可_レ守様なく、唯「上には御物教奇」等の様に取沙汰する迄」だからである(339)。また享保の儉約令は、「前代迄のような身分を弁えぬ贅沢を禁止する命令ではなく、支出減少令であった」ことは、二点の批判を招いた。一つは次に述べる身分差別の問題である。第二は通貨量縮小下のデフレ政策による幕府の財政再建は、「上に計り御儉約有て御勝手直りたりとも、万民困窮せば不_レ宜御事也」(445)と、民衆の困窮の原因となったからである。

それでは制度とは何か(311)。

制度と云は法制・節度の事也。古聖人の治に制度と言物を立て、是を以て上下の差別を立、奢を押へ、世界を豊かにするの妙術也。

制度とは法制・節度(適当なほどあい)のことであつて、聖人は身分相応の差別を立てて奢りを押さえ、世の中を豊かにしたと説いている。しかし、当時の日本は大乱のために制度が亡びて、「上下共に心俣の世界と成」っているのである(311)。

ここではまず土着を除いた「礼法の制度」から、みてみよう。「上下の差別を立」てるうえで民衆観とは、どのようなものであろうか。「田舎の人は風俗にて雑穀を食する故、何程多くて

に服制の改革を提唱した。(340)。

衣服の制度は烏帽子・直垂を用るに非れば不_レ立也。

袴から昔の直垂に戻せとの主張である。理由は、袴では小袖がみえるので、装飾を競うようになる。そのうえ、袴は種類が多く、附属の衣類も多いので儉約にならない。その点、直垂ならば下はみえないので、下に何を着てもよいし、二着もあれば一年過ぎせるからである。ただし、「直垂は地も一定し、色も一定し、紋も模様も附られず、抜差のならぬ物故、物数奇すべき様なし」と論じて、直垂を着た武士間の身分差別をどう表現するかは説いていない(340)。身分格差を表現することと儉約をすることとの二つの論理が整合していないのである。そして、烏帽子を被るために、月代から総髪に改めるのである(341)。

供廻りも衣服と同様に、「供廻の装束、乗物・馬具の品にて役席・官禄明かに見ゆるときは、是自ら途中の無礼なし」(340)と、視覚的に身分を表現するものとして重視した。そこにとどまらず、人数の減少を提案した(341)。

供廻は大勢召連ること、大名にても無用たるべし。国持大名も当時一萬石の供廻にし、夫より段々に減少し、二三百石以下は供一人と云程のことに仕度こと也。

理由は費用がかかるからである。服制と供廻りの改正は身分を表現するのみでなく、「兎角儉約の仕形、人の困窮を救ふ仕形、烏帽子・直垂にて供廻りを減少するより外は有まじき也」(342)と、困窮を救う眼目として重視されたのである。

これらの武士の改革は、日光社参を契機にして実施するよう求めた(342)。

右の如く衣服等の制度を定んには、代り目の際、境無ては不_レ叶事也。先東照宮へ御告可_レ有事也。日光御社参を被_二仰

出_一、二三年前より、「御供廻りの装束・諸大名参詣の装束、此度は如_レ此可_レ有」と号令有て、得と支度させ、夫より直に平日に用る様に有度こと也。

吉宗は、寛文三年(一六六三)以来六五年間実施されなかった日光社参を、享保一三年(一七二八)に実施した。徂徠はこの計画を知って、絶好の機会と期待したに違いない。

制度化によって支配身分の武士は困窮から救われる。そのためには、武士にも儉約が求められた。これに対して、多数者である下々の被支配身分である百姓・町人には、「上下の差別を立」てる以上の、「最初に町人・百姓と武家との差別を屹度可_レ立事也」(342)との方針の下、次のような厳しい生活統制が求められた(342~343)。

町人・百姓共に衣服は麻・木綿なるべし。老人・女は袖迄を着用すべし。其外堅く不_レ可_レ用、如_レ此立るときは、仮令棧留・カナキン・唐木綿の類を木綿の内也とて用る様なる紛しき事を堅く可_レ禁。家居には床・違棚・書院作り・長押造り・切目縁・唐紙障子・張附・赤塗・白土・腰障子・舞羅戸・杉戸・欄間の類、玄関に式台を附、天井を張の類堅く禁すべし。器物に蒔絵・梨地・青貝・黒塗・朱塗并に金・銀・赤銅の金物堅く可_レ禁。脇差は皮柄・藤柄・革下緒を用ゆべし。糸綱・金・銀・赤銅の飾り堅く可_レ禁。但し、鞘は黒塗を可_レ許。乗物は町人・百姓共に可_レ禁。紙は奉書・杉原・糊入・美濃紙・中杉・小杉、尤も檀紙等堅く可_レ禁。燭台・挑燈・合羽、百姓には堅く可_レ禁。

ながながと引用したが、和服や日本建築・調度品に疎い私にとつて、イメージのわかない品物のほうが多いが、要するにすべての高級品・装飾品は禁止されるのである。ここには食料品はないが、

前に百姓は「雑穀を食する」との指摘をみた。町人に関しては、この改革が成功したときには、「御城下の町人皆雑穀を食する様に可成」(345)と、展望されている。

被支配身分である百姓・町人は、雑穀を食べて裝飾のない安価な必需品のみで暮らすのが身分相応だ、と決めつけているのである。それを合理化するのは、彼らの生活の向上による出費の増大は困窮化をもたらす、との考え方である。右の引用に続けて次のように述べる(343)。

是町人・百姓を憎むに非ず。彼等が身上右の如くの奢りに依て物入多く、暮しに物入ことは今は常に成たれば、此制法出ること、彼等が為にも能こと也。

しかし、本音は続けて、「第一右の諸物を町人・百姓心俣に用る故、諸色の直段逐日高直になる也」(343)と語られる。前にもみたように、多数者である身分の賤しい百姓・町人が良き物を消費することは、物価政策上、避けなければならなかったのである。

右の問題点を、徂徠学の論理から確認しよう。三節に聖人は人情に基づいて、安民のために礼楽刑政の道を制作したことをみた。制作された道は、次に生活水準を国家が安定的に維持される程度にとどめる作用をする(312)。

往古の聖人能人情を知て、人情相応に、人たる者の勝手能く、亦人情にて悪き方へ流たがる所を知て、夫を押し玉へる。人情は「悪き方へ流」れやすいので、道はそれを予防する作用をはたす。なぜ悪い方へ流れるのか。それは「華美を好むは人情の常」(314)だからである。

道である制度は「華美」、奢りに流れる人情を予防する。その人情とは、「人情には時代の替り無て古今同じこと也」(312)とあるように、普遍的なものである。もちろん、身分によって変わり

があるわけではない。

制度は身分差別を前提にするとしても安民、すなわち人びとに安定した生活を保障するものであった。徂徠も「富豊」になることを改革の目的に謳っていた。「親愛生養」する社会の建設は、徂徠のように消費を身分によって徹底的に差別化する論理からは、生まれないといえる。それ故にこそ、徂徠は身分によって消費を差別化するのに、「上たる人の身を高ぶりて下を賤むる意より制度を立るには非ず」といい、「是町人・百姓を憎むに非ず」と、いわなければならなかったに違いない。徂徠は民を安んじるためなく、武士を安んじるために発想しているのである。

そのうえ、建国の聖人の時代は質朴なときであったことが前提にされるが、徂徠の時代は困窮化がすでに進行したときであった。人情はすでに華美に流れていたのである。しかるに徂徠は、「悪き方へ」流れる「華美を好む」人情を否定した。すなわち人情に逆らって制度を構想しなければならなかったのである。

徂徠の身分による消費の差別化は、論理破綻をしていると認められる。徂徠が論理破綻をした理由は、儒教的な理想主義を一方で掲げながら、武士中心の幕藩体制の原理を優先させたからである。また困難な現実のなかで、幕藩体制を再確立させようと思案した結果である、といえる。

論理破綻をしてまで主張された百姓・町人の貧困生活の強制は、当然通常の方法で実現できる展望を徂徠はもてなかった。その実現のためには、強力な経済外的強制が必要と、次のように主張されたのである(342)。

当時切支丹の改の如く、厳密に可沙汰事也。

徂徠は「富豊なる様にする」政治を目指したが、制度化によって富裕を保障されたのは支配身分であった武士のみである。それ

も上級になるほど豊かになるのである。一方、被支配身分である百姓・町人は破産に至る困窮化は免れると考えているのであろうが、貧しい最低の生活を強制されるのである。それではもう一つの柱であった土着はどうであらうか。

本節のはじめの方に引用した「聖人の法の大綱」を示した史料は土着を、「上下万民皆土に在着けて」と表現していた。すなわち、土着には上と下の二種類がある。『政談』の卷之一は統治論というべき内容であるが、それは江戸の治安の悪さから説き始める。主因は地方から百姓が入り込んで、分厚い貧困層を形成しているからである。その対策に百姓の土地緊縛を厳密にする戸籍の作製が説かれた。そして、次に武士の土着論が展開されるのである。

この卷之一の論旨の展開からみて、「下」江戸に流入した元百姓の貧困層の土着は「上」武士の土着の前提とされているといえよう。その主たる方法は、人返と戸籍である。もちろん、江戸を縮小して商品貨幣経済を抑制することによって、安定的に年貢収奪ができる農村を再確立するためである。自給経済を前提にする徂徠の人口論は、地域ごとに農業生産力に見合った人口配置が理想であった（277～278）。

江戸も田舎も国々も、其処に其人を極ることなれば、先人数総高のつもり有べし。古へは地を量りて民を置と云ことあり。六十余州悉く一国々々の人別を見て、扱御城下の人と関八州の人との総人数を考へ、関八州より出る米穀にて、御城下并に関八州の一年の食事の足る積りを準合して、御城下の人数を定むべし。諸国より来る旅人并諸大名の家来は外なるべし。是は諸国より来る米を食する積りにすべし。右の限りを以て御城下の人数を限り、其外は悉く諸国へ返すべし。国ごとに農業生産力に応じた人口配置に改めるのであるが、御

城下は大きいからであらう、関八州で養える人口に制限される。それ以外は、みな人返となる。当時、江戸の人口は百万人、うち武家が五〇万で町人が五〇万と推定されている。この膨大な人口を養うために、江戸には全国から米穀が運ばれてきた。徂徠にとって、このような全国的な流通経済は、非常のときに危険であった（279）。

当時御城下に数百万の人を聚め置、諸国の米を悉く御城下へ運び来り食ひ費すこと、当分は賑かに繁昌に見へて目出度ことなれども、奥筋に事あらば仙台の米は入まじ。西国の方に事あらば上方の米は入まじ。其時は御城下の民食に渴へて騒立ん。然る時は何と静めても静め難かるべし。殊には飢に迫りて何事を為も計り難し。

享保一八年（一七三三）一月二五日に、西国筋での飢饉のために起きた、江戸で最初の打毀を予言したものとして有名な一節であるが、こうした治安上の意味からも、江戸一極集中は避けるべきだと考えたのである。

徂徠は江戸の適正な人口規模を提起していないが、かなりの規模の町人人口の削減を期待した。そのうえ、大名には「参勤の節召連る人数を殊の外に減少し、御城下往來の供廻も随分に減少し」（324～325）と述べているから、武家人口の減少も計画した。また次の段階には旗本の土着がある。なお旅人に関しては、「路引」通行証の制度を厳重に定めて、「旅を爲ることは余程不自由成べし。当時は余り自由なれば害多き也」（281）と、人口移動の原因となつて旅をしにくくして、その弊害を除くことを提案している。

百姓の土地緊縛を確定するのが、戸籍である。この戸籍は当時の人別帳と大分違つている。人別帳は身分別ではあるが村単位に、

宗門改の人別帳であれば、毎年作製される。その記載内容は一軒づつ奉公人・隸属民まで含めて家族関係と名前と年齢である。これでは第一、出入、生死・嫁娶・奉公の日付がわからない。毎年の分が揃っていないければ、その年さえわからない。もちろん人別帳が欠けている間の出生・死亡などの出入も分らない。そのうえ男の名前は一生のうち、三、四度は変わるのと同じ一人かどうかがしばしば悩まされる。また人別帳が揃っていたとしても、嫁娶はどこから来たのか、離縁されたならどこへ行ったのか、奉公人もどこから来てどこへ行ったのか、分らないのである。これに対して、徂徠のいう戸籍は今日の戸籍に近い。次のようである。ただし、『政談』の記載上の便宜のために、ここでは戸籍といわずに人別帳と表記されている(275)。

人別帳と云は、其村所の家別を記して、其家々の亭主を初め、家内の人数を譜代の者迄不_レ残記_レ之、嫁取れば記_レ之、養子をすれば記_レ之、女他へ嫁して行けば除_レ之、子生れば年月日を記し、死する人あれば何月何日に死すと記して除_レ之。出家する者あれば其子細を記して除_レ之、其師の寺の人別帳に載_レ之。出替り奉公人は不_レ載_レ之。是は其者の在所の人別帳にある故也。名を妄りに替ること成らず。年も生る、時記する故、偽を云ことならず。武家も此通り也。寺も同じ。

出生と死亡に関しては年月日を記すように書かれているが、嫁と養子には「記_レ之」としか書かれていない。しかし、年月日とどこから来たのか、どこへ行ったのかは、「人々郷里と云者定る」(275)のだから、当然記載すべきと考えていたとみなしてよいだろう。要するに加除できる台帳になるのである。改名は原則禁止である。とくに奉公人は記載しない点が重要である。

戸籍は村単位に時間的にも場所的にも正確に記載される。奉公

に出たとしても出生した村の戸籍に記載されたままである。ただし、奉公に出るときには領主に届け出る。受入れ先の領主は証文をとる(269)。かくして嫁娶などに行つて家が変わらないかぎり、人びとは出身の村から離れられないのである。もちろん戸籍は江戸の町方でも作られ、同様の効果を期待された(280)。

御城下の人戸籍を定めたる上にて、御城下の町に居る家持と店借りとを吟味し、家持は本百姓の如くし、店借りは水吞百姓の如くし、何れも其町を永々子孫迄の居住と定め、店借りも自由に他所に店を替ること成らぬやふにすること本式也。

戸籍によつて、すべての日本人は土地に緊縛され、一人ひとりが將軍権力に掌握される(273)274)。

是にて世界の人に統轄を附る故、世界の万民悉く上の御手に入て、上の御心俣になる仕方也。

まさしく戸籍は「治の根本」(274)であった。

百姓を強力に土地に緊縛して、安定した年貢収奪のできる農村を再確立してから、武士の土着は実施されるべきであった。しかし、武士の窮乏は激しく、「武道を再興し、世界の奢を鎮め、武家の貧窮を救の仕形、此外更に不_レ可有」(295)と、武士の土着は急がねばならなかった。

土着は年貢米を売つて金に換え、その金で物を買う商品貨幣経済のために窮乏化した武士を経済的に再生させるとともに、譜代を確保して軍事力を強化する方策として、何よりも重視された(344)。

武家知行所に居住するときは、家居には所の木を切て作り、米は年貢米を用ひ、味噌・豆も処に生ずる、衣服は織て着る。衣食住に物入る事なし。下々の切米も米にて取らせ、又大小・衣服を許すときは、分限なる百姓は皆家来となる。人返しを

するときは、奉公人他へ住む事ならぬ故、皆地頭の家来となり、譜代となる。去ば米を売て金にする事は入らぬ事也。

ここで「衣服は織て着る」とあるのは、武家の妻女の仕事として、「自ら機等織」る(298)からである。土着することで武士は商品貨幣経済から解放される。衣食住ともに領知からの産物で自給生活を送るようになる。そのうえ、「分限なる百姓」、すなわち豪農富農層を家来に取立てる。また人返のために帰村したものを、おそらく帰村しても田畑を持たないからであろう、家来に取立てる。といっても、出身が奉公人であるから中間を意味しているであろう。

右の史料では家来に切米を与えると記しているが、田地を直接渡して耕作させると、別なところでは書いてある。ただし、石高からみて下級の家来を対象にしているのである(298)。

家来も田地五石目・十石目取せても作り取にさする故、五石は十石になり、十石は二十石になる也。其上に田舎の暮なる故、五石目は二十石に向ひ、十石目は四十石に向ひ、何も豊に、然も数多く持る、故、軍役の嗜み如何程もなるべし。

年貢を取らない「作り取」にするからであろうか、五石・一〇石は倍化する。しかし、それがさらに倍化する理由は私には理解できない。たとえば、茨城県稲敷市にある高田神社には、二五七石五斗の朱印地があった。それを九軒の神職と八寺に配当していた。神主は五〇石であるが、それ以外は一〇石から二石五斗であった。寺院は小作に出していたが、神職は神主以外は自作していた。しかし、彼らは貧しく、そのために一、二軒欠けているのが普通であった。それはともかくとして、徂徠によれば、かくして下級の家来も軍役に耐えられるようになるのである。

土着の効果は経済的・軍事的のみではない。肉体的にも強健に

なる(298)。

男も野広く方々駆歩行て、手足も丈夫に成べし。親類近付の所へ話に歩行き、用事あれば五里も十里も常に往来して、馬も自ら達者に可成。

そこにとどまらずに、さらに「平生隙なれば、武芸并に学文も、外の慰みなければ、江戸より善かるべし」(298)と、精神的にも健康な生活になるのである。

百姓との関係も江戸にいるときは、離れているので「唯百姓よりは年貢を取物」と考えて「非道をする族も」あるが、常に在地に居住して日常的に接していると、「愛憐の心も自然と生じ」て、「百姓をさのみ苛くは」扱わなくなる(299)。徂徠は年貢を取るばかりでなく、きちんと「民の父母」として支配することを説いた(392)。

真の治と云は、我支配下・組中は上より御預置る、ことなれば、末々迄一人も見放されぬ物也と思ひはまりて、我苦にする事也。是を聖人の道に「民の父母」と云。

しかし、続けて次のように述べている点は見落してはならない。愚民観の持ち主である徂徠は、けっして「民」の立場から発想はしないのである(392)。

父母の子を会釈ふは、敲きもする、折檻もする、だましもする。唯面倒をよく見て、苦にし世話にし、兎角下の成立やふにする事也。

力による支配を当然とする、上からの視線で見下しているのである。こうした発想をする徂徠にとつて、武士の土着は個々の武士が、分散して知行地に土着するものではなかった。將軍は旗本を土着させるが、その方法は次のように説かれた(299～300)。

其仕方、大体二三里四方の土地に一組の武士の知行所を割

て、其知行所々々に地頭を差遣し、其頭に器量次第段々に可成人の、三千石四千石位の身上なるを三四人程も其所に知行所を与へ差置き、其内にて当分器量有^レ之仁を頭に申付、私領と交々に御料を割入、御料をも右の頭に預け、組の支配をも、御料を治め、年貢の取立又公事の裁許も、軽きことは所々で捌せ、川普請等一切のこと其頭より可^二申附^一。如^レ此ならば田舎自ら締て、御政道可^二行渡^一。

一組の武士団を「二三里四方」の地に配置するのである。そのなかには幕府領も含まれる。そして、頭を任命して、年貢の取立から裁判・民政の支配を行う。目的は「田舎自ら締て」とあるように、地方支配の強化、治安の回復である。旗本が配置される地域は、主として関東が念頭におかれていたといえるが、関東農村の治安の乱れが大きく問題になるのは、もう少し後年のことである。しかし、徂徠は治安の乱れを『政談』の所どころで述べている。とくに卷之四では「博奕之事」「強盜之事」(421-422)の二項目を立てている。また、さきに述べた民衆への厳しい生活統制も、「畢竟武家を知行所に置に非れば、此法田舎迄行渡り難かるべし」(343)とみなされた。

地方への軍団配置は、「畢竟の所、武家を知行所に置ざれば締りの至極に非ず」(295)と、治安確保のために重視されたのである。將軍は江戸を縮小し、旗本を知行地に土着させる一方、みずからは商品貨幣経済から逃れるために、買上制から貢納制へ転換する。そのためには、考え方を改めなければならぬ(306)。

天下を知食る、上は、日本国中は皆御国也。何も彼も皆其物直に御用なざる、故、御買上と云ことは無き筈也。物を買と言は、元來人の物なる故、唯は取れぬ故、代りを出してとること也。日本国中は皆我國なれば、何も彼も日本国中より

出る者は我物なるを、人の物と思召て代りを出して買調ること、大なる取違也。

將軍に対して「日本国中は皆御国也」と、日本はみな將軍のものだから、他人のものであることを前提にする買うという行為はありえない、と説いたのである。徂徠が將軍権力を絶対化させようとしたと論じられる、有名な一節である^⑧。

貢納制は「古三代の御代より、諸侯の国には土産の貢あり」と、聖人が建国した夏殷周の三代が論拠となつてゐる。その後、中国では郡県制になつても、日本でも律令制の時代には、「殊更国々より土産の貢を上ること書籍の面て明白也」と認めてゐる(318)。商品貨幣経済が発展する以前の古代国家を念頭に置いているといえるが、儒者にとつて三代は聖人の制作した理想の国家であつた。したがつて、彼らにとつてもつとも強力な論拠である。この論拠に基づいて、徂徠は貢納制があるべきあり方として、次のように説いた(318)。

諸侯には其土産を全く賜るに、土産の貢を上る道理は如何様のことと云に、五穀と人民とは何れの国にも皆ある物なる故、其土産を下し置る、上は、年貢米と夫役とは其君の所務となり、徂其外の諸物は、土地に随て各別に勝れたる所有て、諸国一様にあらざる故、土産の貢を上一人へ上ること、是少も無理なることに非ず、道理の当然、古今の定法也。

領知を与えているから、全国共通の「五穀と人民」から得られる「年貢米と夫役」は領主の「所務」収入となる。しかし、そのほかのものは、「土地に随て各別に勝れたる所有」るので、將軍に貢納するのが当然と説いている。この説明は少しわかりづらい。次のように解釈するべきだと考える。

貢納品の具体例としては、「越前よりは奉書紙、会津よりは蠟

燭・漆、南部・相馬よりは馬、上州・加賀よりは絹、仙台・長門よりは紙一を挙げてゐる。これらは、石高に評価されて領知高に組み込まれている本年貢を出す田畑屋敷からの生産物ではない。すなわち、これらの土地は將軍が領知として与えた石高に入っていない。したがって、將軍は正式に領知として与えているとはいえない。それ故に田畑屋敷以外からの生産物は、全国を所有する將軍のものとして貢納しなければならないのである。そのうえ、儒教理論からいえば「名山大川は不_レ封」である。この原則に従って、徂徠は尾張に木曾を紀伊に熊野を与えたことを批判している(319)。

とはいえ、徂徠は「其外の諸物」のすべてを貢納しろと説いたのではない。右の具体例でも理解できるように名産品である。それを「公儀にて御入用の程を積りて、其大名の身上々々に応じ」(319)て、貢納させるように主張したのである。

貢納品以外の特殊なものはどうするのか。以下のように説いている。まず「名山大川は不_レ封」の原則から、鉾山・美林地帯、そして銚子や小田原のような漁業地は幕府領にする。野菜は江戸近在の農村の「百姓の役」にする(319)。職人は扶持取にして作らせる(319)320。「武器は同心の役として作らすべし」とあるが、続く説明文から判断すると修理の意味である。「馬は牧を仕立」てて生産する(320)。「人足の類は、御旗本の下人と、江戸中の町人の役」とする(321)。

右のような貢納制への改革によって、幕府は年貢米を売って物を買う、商品貨幣経済の呪縛から解放されて、財政は再建される。また「諸大名の身上の事、是又同断也」(321)と、右に述べた幕府の改革と同じ改革を、すなわち城下町の縮小と家臣の土着と貢納制を実施する。さらに参勤と江戸での供廻との人数を減少する

とともに「上より改めて制度を立」てることによって、諸大名の財政も再建されるのである(324)325)。

土着と制度化によって自給経済下に蘇生した武士は、年貢の四分の一を備蓄しなければならない。それは、苦境にある友人への援助に廻され、大飢饉時の民への御救となり、兵糧米として備蓄される(344)。蘇生した武士は余裕を持ち、非常に備えることができるようになるのである。しかし、徂徠は本当に成功する展望を持っていたのであろうか。

徂徠は制度化に関しては、まがりなりにも日光社参を契機に実施するように提案していた。しかし、土着の時期は明示していない。本節のはじめの方でみたように、聖人の大綱は土着と制度化であったが、「上下万民皆土に在着けて、其上に礼法制度を立る」(305)と、その順序は土着↓制度であった。これに従えば、土着は日光社参以前に実施されなければならないはずであるが、「武家を救の仕形、此外更に不_レ有_レ之」(295)と、土着の緊急性は説かれても、いつかはついに言及されないのである。戸籍の作製後と推測されるが、これも絵空事というほかない。

それどころか、「此二色欠たるより、上下困窮し」(305)と、土着と制度化がなされていない点に困窮の原因を認めて、そこから『政談』巻之二の経済論は展開された。しかし、困窮が解消されなければ、土着と制度化もできないと、次のように弱音を吐いている(333)。

既に如此困窮したるを不_レ直しては、旅宿の境界を止めることも、物の制度を立る事も、甚以て難きこと也。

ここでは手段と目的が逆転してしまっている。それだけ徂徠にとって改革の成功は、展望の持ちにくい、困難な事業ととらえられていたに違いない。そして、次節でみるように、当面する諸問

題を論じるのである。

そもそも徂徠は、商品貨幣経済の発展を阻止できると考えたのであろうか。

土着の成功によって、武士は米を売らなくなる。そのために商人は苦境に陥る。かくして「武家主と成て商人客也。去ば諸色の直段は武家の心ま、になる事也」(345)と、主客が逆転して、経済の実権は武士が掌握できると説いた。右の引用からも理解できるように、徂徠は完全に商業を否定しているのではないが、苦境に陥った商人をどうするのか。「然ば商人の潰る、事をば、嘗て構ふまじき也」(345)と、冷たく見放すのである。土着のために、それほど強い抑商政策を求めたのである。しかし、都市騷擾にもなりかねないこの対策を考えなかったことは、徂徠が展望を持っていなかったことを暗示するのではないだろうか。

その一方、土着した武士の任務の一つは勸農であった(325)。

御旗本の諸士の困窮を直すこと、前に言たる如く、知行所に置いて旅宿の境界を改ると、制度を立るとにて困窮を救べし。但し知行所に指置に付ては、所を賑す心掛可有也。某久く田舎に住て見、又其後も田舎より来る人の話を聞に、百姓は愚かなる者にて、所にて前より仕来らざる事をば、さりとはせぬ物也。是は地頭より下知して、或は桑を植て蚕をさせ、或は麻を植、漆を植、楮を植、総じて山を立させ、何に付ても地の利を見立て、所の賑ふ様になる仕方可有也。

愚かな民は新製品の開発などはしないから、領主が指導しなくてはならない、と勸農を奨励している。具体例として桑・麻・漆・楮を挙げている。徂徠の意向は、自給的農村に土着した武士であるが、そこでは領主的な需要のある産物が欠けている。そのため武士が自給経済を維持できるように、欠けている必要物資の自

給生産を奨励する点にあった、とみなすべきである。しかし、例示された産物は、近世のもっとも代表的な換金作物である三草(麻・藍・紅花)四木(桑・楮・茶)の類である。したがって、当分は領主的な自給経済の確立のためであったとしても、やがて商品貨幣経済の発展を促す政策に変貌しない、との保障はできないのではないだろうか。強力な抑商政策を唱えて商品貨幣経済の発展を阻止しようとした徂徠であったが、徂徠が唱導した政策のなかに、商品貨幣経済の発展を促す要素が内包されていたのである。

六 当面する諸問題への対策

徂徠は、「制度を立ると、旅宿の境界を止ると、此二つが困窮を救の根本也」(326)と提唱する一方、前節にみたように、「如此困窮したるを不直しては」土着も制度化もできない(333)と、発想を逆転させて、当時、困窮を促進させていた三つの問題、物価高・金銀・相對濟し令の対策を論じた(326)。

困窮の上にも近年困窮甚く成たる子細三色あり。一は諸色直段高直に成たること、二は金銀の数減少したること、三は借貸の路塞りて、金銀少く、不通用なること是也。依之此三色の無二手当ときは、行支可有也。其手当左に記す。

徂徠の理論によれば、土着と制度化が実施されれば、困窮は解消されるのだから、この対策は自己矛盾といえる。しかし、前節にみたように、土着と制度化が早急には展望できない以上、徂徠としては、万、やむをえない議論であった。

日本は一六世紀中頃から大量の金銀を生産した。徳川幕府は成立すると、そうそうに慶長金銀を発行した。元禄七年(一六九四)までに金貨は一四七二万七〇〇両、銀貨は一二〇万貫(金にし

て二四〇〇万兩) 発行された。この大量の金銀貨の発行は価格革命を引起し、インフレ・物価高となった。米価は慶長のはじめは一石銀一〇匁であったが、寛文年間には六〇匁に高騰した。六〇年余で六倍になったのである。徂徠はこの事実を知らなかったとみえて、語っていない。

一七世紀中頃から金銀の産出は減少した。このために「寛文中頃より」幕府の財政は悪化し、「御蔵の金を毎年一二万兩づ、不足也」と、非常用の蓄えであったはずの御金蔵の金で補っていたことを、徂徠は伝えている(332)。そして、世紀末には枯渇といわれる状態になった。それでも幕府は放漫財政を続けた。そこで採用されたのが、荻原重秀による元禄八年(一六九五)の金銀の改鑄である。

元禄の改鑄では金貨は金の含有量を三四パーセント減らし、銀貨は銀の含有量を二〇パーセント減らした。幕府は慶長金八八二万四三三〇兩を回収して元禄金一三三三万六五四兩を發行し、慶長銀二八万七六一七貫一五五匁を回収して元禄銀三五万七五三貫三八〇匁(金にして五九六万兩程)を發行した。金は約四四〇万兩、銀は約六万九九〇〇貫(金にして一六万五〇〇〇兩程)の増発をしたことになる。金銀を合せると、金にして約五五七万兩余の収入を幕府はえたのである。この金銀が元禄一六年(一七〇三)の大地震のために、「程なく大地震にて、御蔵の金皆御普請に入り、其金民間に広まり」(332)と、一度に大量に民間に流入して、急激なインフレ・物価高となり、経済は混乱した。

その後、宝永年間にも幕府は四回銀貨を改鑄した。元禄以来の銀の収入は二七万三六〇〇貫(金にして四五六万兩)になった。改鑄のたびに幕府は質を落とした。悪貨の増大は経済の混乱に拍

車をかけた。この問題の解決が、次に政権を荷った白石や吉宗の大きな課題になった。

問題の解決のために、慶長金銀への復帰が求められた。宝永七年(一七一〇)に幕府は慶長金と同品位の乾字金を発行した。乾字金は一一五二万五五〇〇兩と、大量に発行された。しかし、乾字金は約半分に小型化したために、金の含有量は慶長金の半分しかなかった。通貨量の急速な縮小を警戒したためともいわれるが、信用はえられず、正徳になると二兩は二分で通用した。

新井白石は正徳四年(一七一四)に、慶長金銀と同じ正徳金銀を發行した。改鑄は、以前に発行された金銀を鑄換えてなされる。そのためにこのときも、通貨量の急激な減少を懸念して、交換は二〇年かけて緩やかに実施しようとした。金貨の發行高も二二万三五〇〇兩にとどまった。しかし、この政策も質の違う金銀貨をもう一種類ふやした結果となって、混乱を増幅させた。

享保三年(一七二八)、吉宗は新金銀通用令を發令して、金銀貨を慶長金銀と同じものに統一した。幕府が利益をえるのは避けられた。交換比率は金は二対一、銀は四対一であった。旧通貨の通用期間は享保七年までであった。享保金は八二九万兩發行された。正徳金と合計して八四九万三五〇〇兩の金貨が發行された。銀貨の發行高は正徳四年(一七一四)以来、三三万一四二〇貫(金にして五五二万兩余)であった。改革は成功した。しかし、このために通貨量は、金貨は二分の一、銀貨は四分の一に減少してしまつた。ただし、徂徠は「唯今金の員数元禄金・乾金の時分の半分になり、銀は四つ宝の時分の三分の一也」(327)と、なぜか銀は三分の一に減つたとする。

通貨量の減少は、通貨不足のためにデフレ・不況になった。事情はより複雑である。白石や吉宗が通貨量を減らして良質な金銀

貨に戻した理由は、それによって物価が下がると考えたからであつた。それを徂徠は次のように伝えている(330)。

金銀の員数を元禄の頃に比すれば半分より内に減ずれども、慶長の昔に返る故、慶長の比の如く世も過ぎ易き筈のこと也。

金銀に性よく成りたれば諸色も下直になる筈。

しかし、「諸色の直段下」らず(330)に、米価だけが下がったのである。米を売って金に換えて物を買う武士にとって、これは不利である。これが享保期の物価問題である。

享保期に米価が下がった理由は、幕府諸藩が財政再建のために増徴と新田開発をしたので、その分、多量の米が市場に流入したのと、デフレ下、参勤交代の費用を捻出するために、諸大名が積極的に中央市場に廻米したのが大きな原因である。すなわち、幕府の政策が大きく作用していた。徂徠も低米価になる理由を、「米を売て金にして、商人より物を買って日々を送ることなれば、商人主と成て武家は客也」(344)と、武士が米を売らなければならぬ点に求める。しかし、この時期に低米価になった理由は通貨量の減少に求める(330)。

金銀大分に持し者も、世の困窮に連ては自づと半身代に成るに依て、金を出して米を買ふことならず。依之米価下直になる。

問題は以前は物価の中心は米価で、ほかの物価は米価と連動して上下していたのが、享保期からは連動せずに、米価が下がったにもかかわらず、ほかは高値を維持した点にあつた。そのため幕府は享保六年(一七二二)以降、株仲間を結成させて物価統制に乗り出した。徂徠はそれを、「諸色の直段のことは、上の御世話にて少は下直に成たる様なれども」(326)と、不十分とみている。徂徠は物価高になる原因を、前節にみたように身分にかかわらずに多数のものが消費する点に、すなわち民衆に生活の向上をもた

らした商品貨幣経済の発展に求めるが、この時期に物価高になった理由として、次の六点を挙げている。いずれも不当な利潤獲得行為を行う奸商との視点といえる。

第一に困窮した諸大名が運上を取る。業者はそれを見越して「直段を次第にせり上」げるのである。もちろん、上げた分は販売価格に上積みされる。第二に「御城下の宿賃甚高直なる故、諸商人皆是を利倍の算用に入る」からである(327)。第三に「日本国中の商人通じて一枚となり、物の直段も遠国と御城下と釣合せて居る故」(328)である。これは三都の間屋商人が、全国市場を強く支配するようになったことを意味している。第四に輸送段階で積換ごとに各業者が利益をえている。第五に「仲間を立て、党を与み」と、同業組合の株仲間を結成し、「口米」手数料を取って利益を上げている。第六にメ売りの発覚しないように、前金を与えて生産地で保管している(329)。以上の六点を指摘して、次のように物価を下げることは不可能と結論づける(329)。

みな商人至極に成たる故、知恵を研て、大形垣の上により詰たれば、諸色の直段、奉行の下知にて下る事は成り難かるべし。それではどうすればよいのか。「其本に復りて、武家を皆々土に在付け置」く(329)ほかはないと。これでは論旨が空回りしているだけである。徂徠は物価高を解消させる有効な方法を見出せなかったのである。

貨幣問題に関しては、元禄のインフレによる商品貨幣経済の発展にもかかわらず、「左様に成たる世の有様をば其俣に仕置て、当時金銀計を半減に成たる故、世界半身代になりて、金銀引張不_レ足、依_レ之世界再び困窮したること明也」(333)と、正しく認識している。すなわち、経済規模が拡大したのに通貨量を減らしたために、通貨不足に陥って、デフレ・不況になったのである。

それではどうすればよいと考えたのか。徂徠は当時の貨幣は金銀のみでなく、金銀銅の三貨鼎立制であったことに着目して、鑄銀を説いた(333～334)。

当時如何様のことをして世界を賑すべきと工夫するに、錢を鑄るに若しはなし。総じて金銀を金付石にて試て位の善など云は、両替屋等云ことにて、大に愚なること也。其子細は、元禄に金銀に歩を入れて金の性悪けれども、錢の直段左迄替らねば、慶長も金の位替ることなし。当時元禄金銀を吹抜て性は美く成たれども、錢の直段元禄と替らねば、是又元禄と全く位替らぬ也。位代らねば一両はやはり一両也。一両を二両にも使はれず。去ば性よくなりたる詮はなし。元禄の金銀を吹直さず、性の悪き俵にして、世界の金銀を半分より内に減じたと同意也。去ば世界困窮したる筈のこと也。

難解な文章なので解説を加えながら読み解こう。「元禄に金銀に歩を入れて」とは、すなわち金貨なら銀を混ぜて質を落とした。それにもかかわらず、「錢の直段左迄替らねば」とは、すなわち金銀の錢に対する相場にそれほど変動はなかった。その理由は書かれていない。金銀貨の質を落とせば、金銀安銭高になるはずであるが、そうならなかった理由は、実は元禄期はさかんに鑄銀が行われたから、そのためであつたに違いない。かくして「慶長も金の位替ることなし」と、慶長金のとくと相場は同じだったのである。

ところが、農村まで包み込んだ商品貨幣経済の発展は、小型貨幣である錢の需要を増大させた。そのために正徳以降、金銀貨の質を良くしたので金銀高銭安になるべきなのに、「錢の直段元禄と替らねば」の状態になった。かくして品位を良くした享保金銀も悪かった元禄金銀と対銭相場で見れば、同じ価値しか持たな

かった。それ故に現状は、元禄金銀を「半分より内に減じたと全く同意」となったのである。

金銀貨の価値は錢との比較で決まる。したがって、徂徠は錢安が倍になるほど大量に鑄銀することを提案した(334)。

今錢を夥く吹出して一兩に七八貫文にしたらば、金銀の員数半分に減じたれども、位一倍よくなる故、元禄の金銀をやはり吹直さずして置て、金銀の員数如し元なると全く同意なるべし。金銀の誠の位と云物は、錢高くなれば位下がりて金銀の威光働き少なく、錢安くなれば位上りて金銀の威光働き強くなることにて、金銀の性の美は何の詮もなきこと也。

それでは、なぜ金銀の価値は錢によって決まるのか(334)。

総じて直段の至極に下直なるは錢一文にて、是より下直なる物なし。錢少く成て貴しとて、一文を二つにも三つにも割て使はれぬ物也。故に錢をば至極の安き物に決て、是を土台にして、金銀の威光働き強き弱きは見る事なる故、錢を夥く出すときは、金銀の半減たるは、左迄苦には不成也。

錢一文が最低価格である。すなわち、売買の基本だからである。ここに「不断の小用は錢にて足す」(335)の意味が込められているとみてよい。また、錢を「土台」にして錢を大量に発行すれば、「金銀の半減」は「左迄苦には不成」とは、三貨鼎立制なのだから、必要貨幣量は錢の増鑄で確保できる。それ故に金銀価は高くなる、とみなしているのである。

徂徠の大量に鑄銀する提案とは裏腹に、当時は錢不足で騰貴の傾向のあった。なぜ騰貴するのか。徂徠は一つには、「田舎の末々、山の奥までも行渡」った(335)点が原因とみている。その一方で実際に減少した分もあると、次の理由を挙げている。寛文の増鑄のときに大仏を鑄潰して原料にしたので、人びとがその錢を仏像

や鐘にしてしまったこと。火事に焼けたこと、湯殿山の水中へ投入れ、浅間山の火中に投入れ、六道銭として地中に埋めたことである(335)。この対策として、湯殿山以下には紙銭を販売することを奨めている(336)。

銭は不足して騰貴の傾向にある。この意味でも鑄銭は必要であった。しかし、当時は銅が払底していた。その理由は輸出の問題もある(335)が、なんといっても仏像や寺院の鐘が大量に生産されるからであると、次のように指摘する(335、336)。

総体銅の払底に成たるに子細あり、此三十四年此方、御城下は勿論、田舎の末々迄、小寺・小院鐘を鑄ざるはなし。六十余州を詮議せば莫大の事なるべし。小き仏像などの数も夥く成たり。

徂徠はこれらを「誠の無用の物也」ととらえて、「此等の類其外世間の銅器を鑄潰し、銭に鑄立」てることを提案した。徂徠はこの方法で鑄銭は「何程も出来し」と述べるが、数的根拠は示していない(336)。

徂徠の提言との関わりは不明であるが、元文元年(一七三八)に幕府は金銀の含有量を五六、七パーセントに落とした元文金銀を大量に発行した。このときも幕府は収入を期待しなかった。金貨は一七四三万五七一兩、銀貨は五二万五四五貫(金にして八七六万兩程)であった。同時に幕府は同年から一〇年かけて、近世の鑄銭高の半分にあたる六〇〇万貫の鑄銭を実施した。この改革は成功した。米価も上がった。元文金銀は以後、文政二年(一八一九)の改鑄まで八二年間、通用したのである。なぜ成功したのか。その理由は拡大した貨幣需要、発展した商品貨幣経済に対応した政策だったからであり、大量の鑄銭によって金銀貨の質量を落としたにもかかわらず、金銀貨の購買力を維持したから

である。

徂徠の貨幣政策の提言は意義あるものであった。しかし、徂徠は「旅宿の境界を不_レ改、制度を立_レずんば、当分は世界潤ふ様なるべけれども」「世界の奢も亦盛に成て、果は亦困窮に可_レ成也」(334)と警告した。抑商政策と自給経済を理想とする徂徠にとつて、貨幣政策の成功は、商品貨幣経済のいっそうの発展を保障するものであり、とくに銭の大量発行は農村の経済的発展を促進し、幕藩体制の基盤を揺るがすものだったからである。

相対済し令は、武士が借金をしても返済能力がないので、この種の訴訟が激増したために享保四年(一七一九)に発令された。しかし、金融を滞らせたために同一四年に撤回された。この問題に関しては、徂徠は「金銀も又其如く世界を旋ること金銀の徳也」「故に金銀の数減少したる上、亦借貸の道塞るときは、世界に金銀不足にて、人の難儀する事也」(337)と、金回りを悪くして金融閉塞を起こしたとして反対した。もちろん徂徠は、「殊に有余を以て不足を足すこと天地自然の道理なる故、借貸と云事は古聖人の御代よりも有ること」(337)と、借貸の必要性は認める。問題は返済能力のない武士は、訴訟になつて公平に裁かれると、「立派に捌く時は、武家の大身小身も皆身上ひしと潰る、」(337)点にあった。そこで徂徠は貸借の法を定めるようにと、次の四点の提案をした(338、339)。

第一は徳政である。第二は公的な保証人を立てて、必要な借金しかできなくさせる。町村なら名主・五人組の加印を必要とする(338)。大名なら家老か奉行に加印を押させ、年貢米を担保にする(339)。第三に「利足の総高本金の高と同じ位に」(338)する。第四に「人の有る不足を通ずる道は無_レ尽に及はなし」(339)と、無_レ尽を最良の方法として推奨する。

いずれも有効な方法とは思えない。第一の徳政は、貨幣経済が発展したなかで断行すれば、金融自体が破綻しかねない。第二の保証人を立てる件は、町村では名主・五人組の加印はごく普通であり方であった。

武士に関しては、たとえば常陸国新治郡下志筑村の中島家は、享保以来、領主の交代寄合八〇〇〇石の本堂家に御用金を調達していた。しかし、寛延三年（一七五〇）に担保として預けられていた村方を借上にされてしまった。その後も御用金は増え続け、寛政年間までに合計七〇一二両に達した。しかし、返済されることはなかった。同家は笠間藩にも明和六年（一七六九）以来、御用金を調達した。年貢米で返済されていたが、天明の大飢饉以後は、無利息五〇年賦・三五年賦の返済法に変えられてしまったのである。⁽³⁴⁾

利息が高い理由は借り手が返済しない事例が多いからである。すなわち、信用が不十分だからである。こうした環境のなかで利息の大幅な引下げを断行すれば、金融閉塞を招くだけであろう。また、徂徠は無尽を推奨した。しかし、村方ではともかく、江戸では「欠落逐電多き故」「戸籍の法立て」なければできない⁽³³⁾と述べている。

ところで、なぜ徂徠は無尽が最善というのであろうか。それは、みながお金を出し合って融通するからであろう。徂徠は武士の事例であるが、貸借には助合いの精神こそが重要だと説いている⁽³⁴⁾。

知行所に風損水損もあり、家に子共多く、嫁取婿取打続き、又は永頼ひ、困窮する事、人界に必有る事にて、あながち寛悟の悪きと云計にてもなし。是をば脇より扶け救ふ事なければ不叶事也。

しかし、助合いが行われるためには、「武家知行所に居住して」なければならなかった⁽³⁴⁾。

徂徠の当面する三つの諸問題への対策は、物価高には無策を吐露した。相対済し令に関しても、有効な代替案を示すことは出来なかった。金銀に関しては有効な対策であったが、徂徠の理想とは逆に、商品貨幣経済の発展を助長するものであったのである。

七 簡単なまとめと確認

土着と制度化によって世の中を困窮から救済しようとした徂徠の経済論は、厳格な身分制を前提とするものであった。頂点にある徳川將軍権力を絶対化して、その下で支配身分たる武士の蘇生が図られた。徂徠学は儒教的理想主義を掲げて支配の目的に安民を唱えたが、実際の政策は「民を安んず」ではなく、「武士を安んず」であった。商品貨幣経済の発展は否定され、被支配身分である百姓・町人の生活の向上も否定された。彼らには最低の生活が保障されるのみであった。民衆支配は武士の力による支配であった。たとえば、土着の目的の一つは、地方支配の安定確保のための軍団の配置であった。徂徠学は武士中心の幕藩体制の原則に忠実な思想であった、といえる。

ところで、徂徠は土着、次に制度化を説いた。制度化については一応、日光社参を契機に実行するように説いていたが、先行してなされるはずの土着に関しては、『政談』にその時期を明示することはなかった。それどころか、土着も制度化も困窮を解消してからと説く場合もあった。このことは徂徠にとって、二つの根本的改革案に具体的な展望がもてなかったことを暗示している。そもそも徂徠は商品貨幣経済の発展を阻止できると考えたので

あろうか。土着した武士は、勸農に力を入れなければならなかった。そこに推奨された作物は、近世のもっとも代表的な換金作物である三草四木の類であった。徂徠は当面は自給経済確立のために推奨したのであろうが、品目が品目だけに近い将来どうなるかは保障のかぎりではない。また、当面する諸問題での貨幣需要に応える対策は、まさに商品貨幣経済の発展を促進するものであった。とくに銭の大量発行は、封建制の基盤である農村の自給経済を崩す性格のものであった。

この点を同じく將軍の「下問の切なるにひかれて」書かれた、短編の『太平策』で確認しよう。『太平策』には、改革の時期を記した有名な一節がある。次のように記されている。²¹⁾

茂卿が愚存には、嚴廟の末、憲廟の初を、よき次節の至極とす。それよりもはや三四十年過て、世界の困窮よほどつよく、高位の人に愚庸多ければ、もはやなりがたく思ひ侍る。然れども世界の困窮を救ふ道外になく侍るゆへ、右の在_レ安_レ民在_レ知_レ人と云る二句をよく受用して、下_レならしをして見たらんには、今二十年ばかりまでの間はなるべきことなり。

時期的には嚴廟四代家綱の末から、憲廟五代綱吉の初めがよかったとする。両將軍の交代は延宝八年（一六八〇）であるから、元禄のインフレ前の一六八〇年ころが一番よかったといっている。それから三、四〇年もたつてしまつて「世界の困窮よほどつよく」、すなわち商品貨幣経済が発展したので、「もはやなりがたく思ひ侍る」と弱音を吐いている。しかし、ほかに方法はないので、「在_レ安_レ民在_レ知_レ人」の方針で準備をして、二〇年かければ成功するだろうと展望している。

二〇年かければ成功すると樂觀的に述べたのではない。続いて「これを行ふに至りては、そろ／＼と多年心を用て、二三十年の

間には、是非ともに行ひ遂げでは、却て叶はぬことなり」と、最後の機会とみなしていたのである。²²⁾

徂徠はもちろん「聖人の道は、最上至極のことにて、神医の療治の如し」と断言するが、続けて「第二等を云ば、老子の道也。是は療治をせぬことなり」と老子の無為を「第二等」として挙げた。その理由は、改革の困難さと無縁ではありえない。それ故にこそ、次の段で「在_レ安_レ民在_レ知_レ人」を説いて、その段の最後を、「此二句をよく受用して、国家を治めば、たとへ制度を立かえずとも、中医の療治には当るべきなり。なま中しのことをせんよりは、老子の道を行ひ、文帝の治、聖人の次なりと知るべし」と結んだのである。²³⁾

文帝とは前漢の孝文帝である。この皇帝は唐虞三代の治につぐ徳治の賢君と評価されるが、その方針は守成にあつたとされる。安民知人の方針さえ堅持すれば、制度を変えなくても、相応に治績は上がる。その具体例として、老子の無為の政治で治績を上げたと認める孝文帝を挙げているのである。徂徠は改革の困難さを知るが故に、土着などの制度化を達成できなかったとしても、せめて「第二等」の水準の老子の道による仁政が行われることを望んだのである。

制度化はその次の段で説かれた。この段は六段ある『太平策』の第五段であり、事実上、『太平策』の結論の段である。土着が説かれて、最後に「この上に礼楽を以て治る心、王道の至極なり」と結論づけられた。²⁴⁾

『太平策』を読むと、徂徠は土着・制度化はかなり困難であると考えていた、と確認できる。しかし、徂徠は『太平策』と『政談』を著して土着・制度化を主張した。この徂徠の執筆態度には、二つの対照的な見解がある。一つは佐々木潤之介の見解である。²⁵⁾

「政談」を読むかぎりでは、徂徠は、結局のところ、この国家・体制は崩壊するであろうことを見とおしているようである。徂徠の目は、冷静に、いま眼前に展開している事態の根源を見きわめようとし、それへの基本的に有効な対処は、現実の幕藩制国家・社会の体制においては、不可能だといっているようにもみえる。

もう一つは渡辺浩の見解である²⁹⁾。

徂徠は、真剣であった。

しかし、この二つの見解は矛盾しないであろう。およそすべての政治学者は、自分の理論は正しく、それを実現させるためにみずから実践することを望む。社会的に通用しない政治論など、無意味だからである。徂徠もそうであったに違いない。しかし、時期としては遅い。不可能に近い。だが可能性の残されている最後の時期として、徂徠は自分の理論・理想の実現のために、真剣だったのである。

注

- (1) 丸山真男『日本政治思想史研究』、東京大学出版会、一九五二年。
なお引用は、一八四頁。
- (2) もちろん、まったくなされてこなかったのではない。私の座右にあるものでみても、日本思想大系『荻生徂徠』（岩波書店、一九七三年）の解説、辻達也「政談」の社会的背景」がある。この解説は、多方面から『政談』の時代的背景を説明しているので、『政談』を読むうえで一読すべきものであるが、『政談』を直接分析したものである。また佐々木潤之介『幕末社会の展開』（岩波書店、一九九三年）のI章は「十八世紀における国家論の展開」であり、最初の二節は主として『政談』によって徂徠の国家論が論じられている。しかし、

政治・経済の具体相を分析したものではなかった。最近では田尻祐一郎『荻生徂徠』（明徳出版社、二〇〇八年）が第五章を「徳川体制の改革」にあてている。その2は「政談」の分析である。「政談」はなんといっても困窮を解消するために土着と制度化を説いた書であるが、そこに力点が置かれているというよりは、全般的に解説したと感じられる。また渡辺浩『日本政治思想史（十七〜十九世紀）』（東京大学出版会、二〇一〇年）は全二二章のうちの第九章に徂徠をあて、政治経済論にも言及している。そこにおいて、徂徠学が近代的な思想と思われがちであるのを明確に否定して、「歴史観としては反進歩・反発展・反成長である。そして、反都市化・反市場経済である。個々人の生活については反「自由」にして反平等であり、被治者については反「啓蒙」であると述べているのは共感するが、本人が最後に「徂徠の改革案は、本文で述べた他、極めて多岐にわたる。以上は、その主要な部分の概略にすぎない」と述べたように、具体的分析は量的に不十分なものであった（同書、一九七、一九八頁）。

- (3) 拙著『熊沢蕃山―その生涯と思想―』、吉川弘文館、二〇〇五年。
- (4) 同右書、一七九・一八一頁。
- (5) 『藪震菴に与ふ』『徂徠集』二四六頁、ぺりかん社、一九八五年。
- (6) 前掲拙著、一七二頁。
- (7) 『訳文笠箆初編題言』『荻生徂徠全集』第二卷、一一頁、みすず書房、一九七四年。
- (8) 同右書、五五八頁。
- (9) 同右書、五四六頁。
- (10) 『岡仲錫の常に徂るを送る序』『荻生徂徠』四九四頁。また『徂徠集』一一四頁。
- (11) 『伊仁齋に与ふ』『荻生徂徠』五二五〜五二六頁。また『徂徠集』二九八頁。

- (12) 『政談』『荻生徂徠』二九〇頁。以下、『政談』からの引用はこのように記す。なお引用史料の片仮名書きは平仮名に改めた。
- (13) 『峡中紀行』『徂徠集』一五七頁。
- (14) 『常憲院大相国公実紀』一三九頁、汲古書院、一九八二年。
- (15) 岩橋遵成『荻生徂徠』一一七頁、名著刊行会、一九六九年。
- (16) 吉川幸次郎『徂徠学案』『荻生徂徠』解説、六五五頁。後に、同著『仁齋・徂徠・宣長』（岩波書店、一九七五年）所収。
- (17) 『訳文笠蹄初編題言』前掲書、九頁。
- (18) 辻善之助『柳沢吉保の一面』同著『日本文化史』別録三、春秋社、一九七〇年。
- (19) 「野生の洛に之くを送る序」『徂徠集』一〇一頁。
- (20) 岩橋前掲書、一二四～一二五頁。
- (21) 同右書、一一九頁。
- (22) (11)と同じ。
- (23) 「弁道」『荻生徂徠』一一頁。
- (24) 『寛政重修諸家譜』第三、二五五頁、続群書類従完成会、一九六四年。
- (25) 岩橋前掲書、一二五頁。
- (26) 「徂徠先生答問書」『荻生徂徠全集』第一卷、四七一頁、みすず書房、一九七三年。
- (27) 「荻生徂徠年賦」『荻生徂徠』六二二～六二三頁。
- (28) 辻達也『政談』解題、『荻生徂徠』六二四頁。
- (29) 「弁名」『荻生徂徠』一一〇頁。
- (30) 同右書、六三頁。
- (31) (32) 同右書、一五〇頁。
- (33) 同右書、一六九頁。
- (34) 「弁道」『荻生徂徠』一四頁。
- (35) (30)と同じ。

- (36) 「弁名」前掲書、六四頁。
- (37) 「弁道」前掲書、一三頁。
- (38) 同右書、一七頁。
- (39) 「弁名」前掲書、四四頁。
- (40) 「弁道」前掲書、一七・一八頁。
- (41) 「安澹泊に復す」『荻生徂徠』五四〇頁。また『徂徠集』三〇七頁。
- (42) 「徂徠先生答問書」前掲書、四三〇頁。
- (43) (44) 「弁名」前掲書、五三頁。
- (45) (46) 同右書、五四頁。
- (47) 同右書、四七頁。
- (48) 「弁道」前掲書、一二二頁。
- (49) 「弁名」前掲書、一五一頁。
- (50) 「弁名」前掲書、一七〇頁。
- (51) 「太平策」『荻生徂徠』四五〇頁。
- (52) 『政談』二六四頁、上段注。
- (53) ただし、徂徠は農村が豊かになったと述べているのではなく、引用文は続けて「田舎殊の外衰微す」と記されている。これは徂徠が自給経済の下、本年貢を確保する立場から立論しているためといえる。ただし、買いが先行したり、売るとしても商品として十分な品質を確保できていない段階では、村方の衰微の原因となるものもたしかである。なお同様の指摘は二七九頁にもあるが、これは人返を論じたところで商人となって村から出て行くと誤解されかねない余地がある。
- (54) 徂徠の弟子である田中丘隅も『民間省要』に、「百姓の田地二十石以上百石余の持高の者、十が一も自分の地を手作するはなし」（『日本経済大典』五、五五頁、史誌出版、一九二八年）と記している。ただし、丘隅は続けて、当時「年来作り来りし小作人共、所々田地を

- 地主へかへして作らず」(同書、五六頁)と指摘している。
- (55) 田中丘隅も『民間省要』に、「片田舎山中野方海辺里方に至る迄、其の所々富家の有は、皆百姓にして商を兼たる者にあられて、誰か金銀を自由にするあらん。或は酒や糶や紺屋など、また夫れくの諸商売、金を借し質をとる」(同右書、一四一頁)と記している。
- (56) 辻達也「政談」の社会的背景」前掲書、七七四頁。
- (57) 右同書、七四七頁。
- (58) 拙著『近世近代の地域寺社の展開過程―常陸国高田神社を事例に―』(名著出版、二〇〇七年)参照。
- (59) 佐々木潤之介はこの史料を論拠として、「このレベルでの国家論は、ほんらい的幕藩制国家論であるといえよう」(同著『幕末社会の展開』一〇頁)と述べている。しかし、日本はすべて將軍のものという考え方が、本来的な幕藩制国家論とはいえない。なぜならば、武士は成立の最初から私的武装集団であった。近世とても同様である。「政談」にも「外様大名は、其初家来の力にて一国一郡を切随へ、其力にて今に至る迄国郡の主となる」(411)との一節がある。それ故にこそ、徳川幕府は公権力として全国を支配するためには、朝廷から征夷大將軍に任命されなければならなかったのである。徂徠の將軍を絶対化させる思想は、儒教の絶対的な帝王の権限を適用したにすぎないというべきである。ただし、徂徠が改革のためには、強力な將軍権力が必要であると認識していた表れであることはたしかである。
- (60) このほかに発行高不詳の古大判と発行高一万五〇八〇枚の明暦大判があった。なお、金銀貨の量質に関しては、とくに断らないかぎり、吉川弘文館『国史大辞典』の各金銀貨の一覧表によった。また一七世紀の金銀の公定比価は、金一兩〓銀五〇匁であった。
- (61) 「近世米価表」『日本史辞典』(角川書店、一九六九年)所収。
- (62) 北島正元編『政治史Ⅱ』一八三頁、山川出版社、一九六五年。なお執筆は辻達也氏である。また元禄一三年から金銀の公定比価は、金一兩〓銀六〇匁になった。
- (63) 尾藤正英「元禄時代」二九六頁、小学館、一九七五年。出典が違うので単純に比較はできないが、右の辻氏の数値で計算すると、宝永期の改鑄による幕府の収入は三三九五〇〇〇兩になる。
- (64) 近世以来、慶長金と正徳金と享保金の品位の違いが問題とされてきた。これに対して辻達也は、「大体当時技術的にいって、貨幣史などに分析してあるような微細は数字まで厳密に品位を一定させることは不可能だった」(同著『享保改革の研究』二〇〇頁、創文社、一九六三年)と述べて、三貨を同質なものとしなしている。
- (65) このほかに大判八五二五枚が作られた。
- (66) 北島正元『江戸幕府の権力構造』六二〇頁、岩波書店、一九六四年。
- (67) 辻前掲書、二二二頁。
- (68) 「近世米価表」前掲書所収。
- (69) 拙稿「下志筑村の中島家」拙著『農村史の基礎的研究』(同時代社、一九八六年)所収参照。
- (70) 徂徠には四書の解釈書として、『論語徴』『大学解』『中庸解』があるが、民本主義を説いた『孟子』の解釈書がないのは、このことと無縁ではないであろう。
- (71) 『太平策』前掲書、四五六頁。
- (72) (73) 同右書、四六四頁。
- (74) 同右書、四五八頁。
- (75) 同右書、四七〇〜四七一頁。
- (76) 同右書、四七二頁の注。
- (77) 同右書、四八五頁。
- (78) 佐々木前掲書、一三〜一四頁。
- (79) 渡辺前掲書、一九七頁。